第二十二条の六第四項第四号中「同項各号に掲げる区分に応じその行う当該各号に定める」を「行う同項に規定する」に、「証する書類及び」を「証する書類、」に、「（当該農地等の買入れをする者が農業経営基盤強化促進法第五条第三項に規定する農地中間管理機構である場合又は一般社団法人若しくは一般財団法人である同法第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体である場合には、これらの書類及び都道府県知事又は市町村長」を「及び都道府県知事」に、「が施行令第三十九条の六第二項」を「が同項」に改め、「又は農地利用集積円滑化団体」を削り、「書類」を「書類」に改める。

第二十二条の十第八項中「第六十六条の四第十九項に」を「第六十六条の四第二十五項に」に改め、同項第一号から第四号までの規定中「第六十六条の四第十九項」を「第六十六条の四第二十五項」に改め、同項第五号中「同条第十九項」を「同条第二十五項」に改め、同項第六号中「第六十六条の四第十九項」を「第六十六条の四第二十五項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第七項中「第六十六条の四第九項」を「第六十六条の四第十四項」に、「第二項各号」を「第六項各号」に、「同条第九項」を「同条第十四項」に改め、「独立企業間価格」の下に「（同条第八項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を含む。）」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第六項中「第六十六条の四第八項」を「第六十六条の四第十二項」に、「第二項各号」を「第六項各号」に、「同条第八項」を「同条第十二項」に改め、「係る独立企業間価格」の下に「（同条第八項本文の規定により当該独立企業間価格とみなされる金額を含む。）」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第五項を削り、同条第四項中「第二項各号」を「第六項各号」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の二項を加える。

9　施行令第三十九条の十二第十三項第二号に規定する財務省令で定める資産は、次に掲げる資産とする。

一　現金

二　預貯金、売掛金、貸付金その他の金銭債権

三　法人税法第二条第二十一号に規定する有価証券

四　法人税法第六十一条の五第一項に規定するデリバティブ取引に係る権利

五　前各号に掲げる資産に類するもの

10　法第六十六条の四第九項第一号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項（同項の特定無形資産国外関連取引を行つた時に同項の法人が予測したものに限る。）とする。

一　当該特定無形資産国外関連取引に係る施行令第三十九条の十二第十四項に規定する予測される金額及びその計算の基礎となつた事項（次号に掲げる事項を除く。）

二　当該特定無形資産国外関連取引に係る第六項第一号ロに規定するリスクに係る事項

三　前二号に掲げるもののほか、当該特定無形資産国外関連取引の対価の額を算定するための前提となつた事項

第二十二条の十第三項を同条第七項とし、同条第二項第一号ハ中「無形固定資産その他の」を「同条第七項第二号に規定する」に改め、同項第二号イ中「ホまで」を「トまで」に改め、同号ロ中「第三十九条の十二第八項第六号」を「第三十九条の十二第八項第七号」に改め、同号ハ中「又は同項第六号」を「、同項第七号」に改め、「限る。）」の下に「、同項第一号に掲げる方法と同等の方法又は同項第七号に掲げる方法（同項第一号に掲げる方法に準ずる方法に限る。）と同等の方法」を加え、「ホに」を「トに」に改め、同号ホ中「をいう」を「をいい、第三項（前項において準用する場合を含む。）に規定する中央値による調整を含む」に、「第三十九条の十二第八項第六号」を「第三十九条の十二第八項第七号」に改め、同号ホを同号トとし、同号ニを同号ヘとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ　当該法人が施行令第三十九条の十二第八項第六号に掲げる方法、同項第七号に掲げる方法（同項第六号に掲げる方法に限る。）、同項第六号に掲げる方法と同等の方法又は同項第七号に掲げる方法（同項第六号に掲げる方法に準ずる方法に限る。）と同等の方法を選定した場合におけるこれらの方法により当該国外関連取引を行つた時の現在価値として割り引いた金額の合計額を算出するための書類

ホ　当該法人が独立企業間価格を算定するに当たり用いた予測の内容、当該予測の方法その他当該予測に関する事項を記載した書類（ハ及びニに掲げる書類を除く。）

第二十二条の十第二項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

2　施行令第三十九条の十二第六項に規定する財務省令で定める場合は、同項に規定する差異（以下この項において「調整対象差異」という。）のうちにそれにより生ずる割合の差（同条第六項に規定する割合の差をいう。）を定量的に把握することが困難な差異がある場合における当該差異が、当該差異以外の調整対象差異につき同項に規定する必要な調整を加えるものとした場合に計算される割合（次項において「調整済割合」という。）に及ぼす影響が軽微であると認められるときとする。

3　施行令第三十九条の十二第六項に規定する財務省令で定めるところにより計算した割合は、同項の国外関連取引に係る四以上の比較対象取引（同項に規定する比較対象取引をいう。以下この項において同じ。）に係る調整済割合（同条第六項に規定する財務省令で定める場合に該当するときに計算されるものに限る。以下この項において同じ。）につき最も小さいものから順次その順位を付し、その順位を付した調整済割合の個数の百分の二十五に相当する順位の割合から当該順位を付した調整済割合の個数の百分の七十五に相当する順位の割合までの間にある当該四以上の比較対象取引に係る調整済割合の中央値とする。

4　第二項の規定は、次の表の上欄に掲げる場合について準用する。この場合において、同表の上欄に掲げる場合の区分に応じ、同項中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

施行令第三十九条の十二第七項に規定する財務省令で定める場合	、同項	、施行令第三十九条の十二第七項
	同条第六項	同条第七項
施行令第三十九条の十二第八項第一号イに規定する財務省令で定める場合	、同項	、施行令第三十九条の十二第八項第一号イ
	同条第六項	同号イ
	つき同項	つき同号イ
施行令第三十九条の十二第八項第一号ハ(1)に規定する財務省令で定める場合	、同項	、施行令第三十九条の十二第八項第一号ハ(1)
	同条第六項	同号ハ(1)
	つき同項	つき同号ハ(1)
施行令第三十九条の十二第八項第二号に規定する財務省令で定める場合	、同項	、施行令第三十九条の十二第八項第二号
	同条第六項	同号
	つき同項	つき同号
施行令第三十九条の十二第八項第三号に規定する財務省令で定める場合	、同項	、施行令第三十九条の十二第八項第三号
	同条第六項	同号
	つき同項	つき同号